

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年12月10日は6万1,000円、16年4月9日は14万7,000円、同年8月10日は20万9,000円、同年12月10日は11万6,000円、17年8月10日は17万5,000円及び18年8月10日は22万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年4月  
③ 平成16年8月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年8月  
⑥ 平成18年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書によると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支払日について、前述の賞与支給明細書に支払日の記載は無いが、申立人から提出された銀行通帳に記載されている振込日から、申立期間①は平成15年12月10日、申立期間②は16年4月9日、申立期間③は同年8月10日、申立期間④は同年12月10日、申立期間⑤は17年8月10日及び

申立期間⑥は18年8月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万1,000円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は20万9,000円、申立期間④は11万6,000円、申立期間⑤は17万5,000円及び申立期間⑥は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かは不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人を含むA社の被保険者全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14624

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで

私は、A社のB職として平成8年2月29日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年2月29日となっている。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成8年分の所得税の確定申告書の控え及びC組織から提出された退職届出書並びにA社の回答等から判断すると、申立人は、同社のB職として同年2月29日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成8年分の所得税の確定申告書の控えから推認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が、申立人の被保険者資格喪失日に係る届出誤りを認めている上、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日が平成8年2月29日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14625

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与について年金記録に反映されていないとの連絡を受けたが、所得税源泉徴収簿のとおり賞与の支給を受け、社会保険料も控除されているので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立人から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を失念したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14626

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与について年金記録に反映されていないとの連絡を受けたが、当該期間に賞与の支払があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（46万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を失念したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14627(兵庫厚生年金事案 2625 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年 2 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社（後に、B 社へ商号変更）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、34 年 10 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 32 年 2 月から 33 年 7 月までは 1 万 4,000 円、同年 8 月から 34 年 9 月までは 1 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は、前回、昭和 31 年 7 月から 34 年 9 月までの期間について、A 社において、C 業務に従事していたが、当該期間の年金記録が無いと申し立てたところ、被保険者記録を認めることができないとして、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）から通知を受けたが納得できない。

今回、A 社において、職種や勤務形態が同じであった元同僚 3 人が私の勤務実態について証言してくれるので、調査してほしい。当該 3 人は同社における厚生年金保険被保険者記録があるのに、私だけ被保険者記録が無いのはおかしいので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言及び申立人が所持している当時の写真から、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことは推認できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録があり、かつ、住所が確認できた 91 人に照会したところ、回答が

あった58人のうち、前述の元同僚を含む19人については、自身が記憶している会社における勤務期間と被保険者記録が一致していないこと、ii) 同社は既に廃業しており、当時の元事業主から聴取することもできない上、前述の元同僚のうちの一人は、「A社が倒産した昭和34年頃の従業員数は100人を超えていたかもしれない。」と証言しているところ、前記被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日における被保険者数は52人であることが確認できることから判断すると、同社では、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させる場合も、勤務期間の全てについて加入させていたわけではなかったことがうかがえることなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき平成23年1月31日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、今回の申立てに当たり、申立期間のうち、昭和32年2月15日から34年10月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険記号番号払出簿（払出補助簿）により、A社において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、厚生年金保険被保険者資格取得日が32年2月15日の記載がある同記号番号が確認できるところ、同社の複数の元同僚の「申立人は当時、A社に勤務していた。」とする証言及び前述の前の調査結果等から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められることから、当該記号番号は申立人の番号であると認められる。

また、前述の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、A社とは別の事業所に係る被保険者名簿に一旦記載され、「誤記」として抹消されていることが確認できるところ、日本年金機構D事務センターは、「A社を管轄する社会保険出張所において、誤って別の事業所に係る被保険者名簿に申立人の氏名を登載したものと考えられる。同名簿の健康保険整理番号の訂正状況等から、誤記として抹消した時期は昭和32年5月から同年8月までの期間と考えられ、その際、申立人の氏名を同社に係る被保険者名簿に登載すべきであったが、その処理を失念していたものと考えられる。その後の同社から申立人に係る算定基礎届及び資格喪失届等が提出された際の事務処理については不明である。」と回答していることから、社会保険出張所の申立人に係る年金記録の処理は不適切であったと認められる。

さらに、申立人は、A社において、昭和34年9月末まで勤務していたと主張しているところ、同年中（厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は除く。）に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、自身の退社時期を記憶していると回答した元従業員24人のうち、22人が退社時期と資格喪失時期が一致している。



これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和32年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は34年10月1日であることが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の別事業所に係る被保険者名簿の記録及びA社において、申立人と同様、昭和32年に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚の社会保険出張所の記録から、同年2月から33年7月までは1万4,000円、同年8月から34年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和31年7月1日から32年2月15日までの期間については、今回の申立てに当たり、申立人は、「A社の元同僚3人が、私の申立期間における勤務実態について証言してくれるので、再調査してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、当該元同僚3人からは、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない上、当該元同僚3人のうち、自身の入社時期を記憶し、A社において昭和31年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している二人は、「私は、同年5月頃に入社したが、しばらくの間は厚生年金保険に加入していなかった。未加入期間の保険料控除については覚えていない。」、「中学校を卒業直後の同年3月に入社したが、厚生年金保険の加入の経緯や保険料控除のことは覚えていない。」とそれぞれ証言していることから、今回の申立てに当たっての申立人の主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月21日から63年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を62年5月21日に、資格喪失日に係る記録を63年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月頃から63年3月頃まで

私は、A社において、昭和62年2月頃から63年3月頃までの期間勤務していたが、一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、自身の被保険者記録が無いことに納得できないことから、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年5月21日から63年2月20日までの期間について、申立人の当時の同僚の氏名及び勤務状況についての詳細な記憶、複数の同僚の陳述、同僚から提出された社員旅行の写真、雇用保険の受給記録及び申立期間後に勤務した事業所が保管する記録から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の複数の従業員は、「A社には正社員しかおらず、全員が厚生年金保険に加入していた。同社では試用期間は無く、自身の勤務期間と同保険の加入期間は一致している。」旨陳述をしている上、申立人が陳述する同社における申立期間当時の従業員数と被保険者数はおおむね一致することから、同社では、申立期間において、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月

21日から63年2月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同性、同年代であり、被扶養者記録の無い同僚の標準報酬月額の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると回答しているものの、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年5月から63年1月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年2月頃から同年5月20日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間に失業給付を受給していることが確認できることから、A社に勤務していたとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和63年2月21日から同年3月頃までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び前述の複数の同僚から、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が昭和62年2月頃から同年5月20日までの期間及び63年2月21日から同年3月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14629

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月25日から同年4月1日まで

私は、学校卒業直後の昭和49年3月25日からA社において勤務し、B業務等に従事していた。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が欠落していることから、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与支給明細書及びA社の回答により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び申立人の給与支給明細書から、6万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり昭和49年4月1日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月30日から43年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社（現在は、A社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年1月1日と認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月30日から43年1月7日まで

厚生年金保険の加入状況を確認すると、申立期間の加入記録が無い。当該期間は、昭和42年12月にB社が設立されたのに伴い、A社からB社に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年12月30日から43年1月1日までの期間について、A社の回答、複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、A社は、「申立人は、昭和43年1月1日付けで当社からB社に転籍したものの、正月休み中であつたため事務担当者が事務手続を誤つたと推察される。」と回答している上、申立人と同様、同社からB社に転籍している複数の同僚も、「同日付けでB社に転籍した。」と陳述しているこ

とから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人に係る資格喪失手続きに誤りがあったと回答していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年1月7日までの期間について、A社の回答、複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人は、当該期間について、B社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年1月7日であることが確認できるところ、A社は、前述のとおり、「申立人は同年1月1日付けで当社からB社に異動したものの、正月休み中であったため事務担当者が事務手続きを誤ったと推察される。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和43年1月1日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年5月25日、資格喪失日が50年8月1日とされ、当該期間のうち、43年5月25日から47年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、43年5月25日から47年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を43年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年5月から46年10月までは6万円、同年11月から47年1月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月17日から47年2月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社において勤務した昭和43年2月17日から50年8月1日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答であったが当該期間も同社に勤務していたことから被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年5月25日、資格喪失日が50年8月1日とされ、当該期間のうち、43年5月25日から47年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年5月25日から47年2月1日までの期間については、A社が加入するC厚生年金基金の記録により、入社日は

43年5月25日となっていることが確認できること、及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、同日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年11月1日から43年12月31日までの期間に厚生年金保険の資格を取得し連絡先が判明した元従業員9人に照会したところ、回答があった7人とも、「A社では全員が厚生年金保険に加入していた。申立人についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様に申立人が申立期間前に勤務していた会社からA社に転職した元従業員を含む複数の元従業員について、C厚生年金基金の記録により確認できる入社日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿により、同社は、昭和49年3月25日の社会保険事務所（当時）への厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出において、申立人のほか一人については43年5月25日に遡って資格の取得に係る届出を行っていることが確認できる一方で、ほかの二人については44年2月23日に遡って資格の喪失に係る届出を行っていることが確認できることから、同社の届出は適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、昭和43年5月から46年10月までは6万円、同年11月から47年1月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の被保険者資格の取得に係る届出を昭和49年3月25日に行った結果、社会保険事務所が厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく処理を行ったことが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る43年5月から47年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年2月17日から同年5月25日までの期間については、A社は、51年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該期間にA社で厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した元従業員8人に照会したところ、6人から回答があったものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することが



できない。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14632

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日

厚生年金保険の記録では、A社から平成15年6月30日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。厚生年金基金の記録では当該標準賞与額の記録があるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年6月分の賞与支給明細書並びにA社が加入するB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年1月から同年5月までは12万6,000円、同年11月は18万円、同年12月及び50年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月から同年5月までは19万円、51年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月20日から53年1月1日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低く記録されている。  
申立期間の厚生年金保険料控除額が確認できる給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和49年1月20日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から50年6月1日までの期間及び51年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、49年1月から同年5月までは12万6,000円、同年11月は18万円、同年12

月及び50年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月から同年5月までは19万円、51年8月及び同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年6月1日から同年11月1日までの期間、50年6月1日から51年8月1日までの期間及び同年10月1日から52年12月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる給与支給額に基づく標準報酬月額と厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はそれよりも低額であることが認められることから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和52年12月1日から53年1月1日までの期間の標準報酬月額については、当該月の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらないものの、申立人から提出された給料支払明細書における厚生年金保険料控除の状況から、当該月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが推認されることから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14634

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月11日は33万3,000円、同年12月15日は34万8,000円、16年7月15日は37万円、17年7月20日及び同年12月10日は26万2,000円、18年12月13日は27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年7月15日  
④ 平成17年7月20日  
⑤ 平成17年12月10日  
⑥ 平成18年12月13日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内が届いたので年金記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが判明した。

当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので賞与の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳、月別給与一覧表及び賞与明細一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年7月11日は33万3,000円、同年12月15日は34万8,000円、16年7月15日は37万円、17年7月20日及び同年12月10日は26万2,000円、18年12月13日は27万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は53万円、同年6月は59万円、同年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は53万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は30万円、10年1月及び同年2月は50万円、同年4月及び同年6月は34万円、同年7月は47万円、同年10月は44万円、11年1月及び同年2月は50万円、同年3月は47万円、同年4月は56万円、同年5月は47万円、同年6月は56万円、同年7月は47万円、同年8月は56万円、同年9月は47万円、同年10月は50万円、同年11月は53万円、同年12月は50万円、12年1月及び同年2月は59万円、同年3月は56万円、同年4月は50万円、同年5月は47万円、同年6月は53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は50万円、13年1月から同年5月までは50万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月は47万円、同年12月から14年2月までは50万円、同年3月は44万円、同年4月から同年11月までは50万円、15年1月は50万円、同年3月は41万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額の記録を48万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月16日から15年9月16日まで  
② 平成15年7月15日

A社（現在は、B社）で厚生年金保険に加入している期間である申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②の標準賞与額の記録が無いので当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成9年3月1日から10年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、11年1月1日から12年12月1日までの期間、13年1月1日から14年12月1日までの期間、15年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年9月16日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）において確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、9年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は53万円、同年6月は59万円、同年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は53万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は30万円、10年1月及び同年2月は50万円、同年4月及び同年6月は34万円、同年7月は47万円、同年10月は44万円、11年1月及び同年2月は50万円、同年3月は47万円、同年4月は56万円、同年5月は47万円、同年6月は56万円、同年7月は47万円、同年8月は56万円、同年9月は47万円、同年10月は50万円、同年11月は53万円、同年12月は50万円、12年1月及び同年2月は59万円、同年3月は56万円、同年4月は50万円、同年5月は47万円、同年6月は53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は50万円、13年1月から同年5月までは50万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月は47万円、同年12月から14年2月までは50万円、同年3月は44万円、同年4月から同年11月までは50万円、15年1月は50万円、同年3月は41万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい



ては、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、事業主は、「申立人の申立期間に係る月額変更の届出を失念していた。」旨回答していることから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成9年2月1日から同年3月1日までの期間、10年3月1日から同年4月1日までの期間、同年11月1日から11年1月1日までの期間、12年12月1日から13年1月1日までの期間、14年12月1日から15年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることが認められることから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成10年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認できる給与明細書等の資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②については、特例法に基づき、申立人から提出された夏季賞与明細書において確認できる賞与額から、48万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（和歌山）厚生年金 事案 14636

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 20 日から 23 年 10 月 2 日まで  
母は、A社（現在は、B社）C工場に幼<sup>な</sup>馴染みの同僚と同時期に入社し、退職も同時期であった。しかし、母の厚生年金保険被保険者記録を比較すると、資格取得日は当該同僚と同日であるが、資格喪失日は当該同僚が昭和 23 年 10 月 2 日であるのに対し、母は 22 年 7 月 20 日となっている。調査の上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当該同僚の記録と同日にしてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、「申立人が申立期間についてもA社C工場に継続して勤務していた。」と申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している上、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている工場管理人が所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社C工場に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在の判明した複数の同僚に照会したところ、回答が得られた同僚はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人の子が氏名を挙げている幼<sup>な</sup>馴染みの同僚は、病氣療養中であり、回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 22 日から 31 年 5 月 30 日まで  
② 昭和 32 年 7 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

A社に昭和 30 年 5 月 25 日から 31 年 5 月 29 日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 30 年 8 月 22 日と記録されており、申立期間①の被保険者記録が無い。

また、B社（後に、C社）に昭和 32 年 4 月 10 日から同年 11 月 30 日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 7 月 10 日と記録されており、申立期間②の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している上、当時の事業主及び複数の元従業員が記憶する同社の社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①に被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した 66 人の元従業員に照会したところ、回答のあった 25 人のうち 4 人は申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務実態に係る陳述は得られなかった。

さらに、前述の回答があった者のうち 3 人は、「私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職日と符合している。」と回答している上、これら 3 人以外の者の中に、「自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職日と符合して

いない。」と回答した者はいない。

申立期間②について、C社は平成12年に解散しており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した7人の元従業員に照会したところ、回答のあった6人のうち3人は申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務実態に係る陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14638

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
父が勤務していたA社に入社し、B職として勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の代表取締役は死亡しており、その他役員も死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除について陳述及び関連資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人は、昭和 43 年 2 月 19 日から父親が被保険者資格を喪失した 45 年 4 月 21 日までの期間において、当該父親の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「一緒に勤務していた父親の被扶養者であったのであれば、申立人を厚生年金保険に加入させることは無いし、厚生年金保険に未加入であったのであれば、給与から厚生年金保険料を控除することも無い。」旨陳述している。

加えて、上述の被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14639

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 21 日から 59 年 4 月 20 日まで  
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、最近、当時の同僚から、同社に勤務していた期間に係る厚生年金を受給している話を聞いたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社にB職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社の事業主は、「当社が保管する労働者名簿に申立人の氏名は無いので、厚生年金保険には加入させていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在の判明した5人の元従業員に照会したところ、回答のあった4人のうち3人は、「申立人を記憶していない。」、残りの一人も、「名前を聞いたことがある程度である。」とそれぞれ回答している上、申立人が最近話を聞いたと陳述している元同僚からは回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、A社において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員は、「A社では、当時、私と同職種 of B職は常時4人ないし5人勤務していた。」と陳述しているところ、オンライン記録により、昭和57年4月7日から58年2月2日までの期間、同社における被保険者は当該従業員一人であることが確認でき、複数の元従業員が申立期間にB職と

して勤務していたと記憶する同僚の氏名は確認できない上、同年2月3日に被保険者資格を取得している元従業員は、「勤務開始から約半年後に、自分から依頼してやっと厚生年金保険に加入できた。」旨陳述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させる場合も、入社後すぐに同保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社に係る被保険者原票の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。